

特集 1

新たな水産基本計画



水産基本計画は、「水産基本法」に基づく水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中期的な指針です。本特集では、平成14（2002）年以降に策定した水産基本計画を概観した上で、令和4（2022）年3月に閣議決定された新たな水産基本計画について記述します。

本特集の概要は、以下のとおりです。

特集 1 の概要

(1) これまでの水産基本計画

ア 水産基本計画とは

水産基本法の基本理念、水産基本計画、水産物の自給率について

イ 各基本計画の概要

策定年	情勢	施策
平成14（2002）年	200海里体制、漁業生産の減少、自給率の低下等	資源回復計画の推進、HACCPの導入、漁業協同組合の合併等
平成19（2007）年	漁業生産構造の脆弱化 ^{ぜいじやく} 、魚離れ、買い負け、多面的機能等	漁船漁業構造改革対策、新しい経営安定対策、多面的機能発揮対策等
平成24（2012）年	東日本大震災、資源管理の推進と漁業経営の安定確保の両立等	東日本大震災からの復興、資源管理・漁業所得補償対策、6次産業化等
平成29（2017）年	水産物の生産体制の脆弱化、魚離れ等	漁業の成長産業化、浜の活力再生プラン、資源管理の高度化等

(2) 新たな水産基本計画

策定年	情勢	施策
令和4（2022）年	水産政策の改革、海洋環境の変化、持続的な社会等	新たな資源管理、水産業の成長産業化、 ^{うみぎょう} 海業等による漁村の活性化等

(1) これまでの水産基本計画

ア 水産基本計画とは

〈水産基本法と水産基本計画〉

平成13（2001）年6月に、水産に関する施策の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた「水産基本法^{*1}」（以下「基本法」といいます。）が施行され、以降、基本法が掲げる「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」という二つの基本理念（図表特-1-1）の実現を図るための施策を推進してきました。

図表特-1-1 水産基本法の基本理念

第2条 水産物の安定供給の確保

- 将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給する
- 水産資源の持続的な利用を確保するため、水産資源の適切な保存及び管理とともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖を推進する
- 水産物の安定的な供給は、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、輸入を適切に組み合わせる

第3条 水産業の健全な発展

- 水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産、水産物の加工・流通が行われるよう、水産業の健全な発展を図る
- 生活環境の整備その他の福祉の向上により、漁村の振興を図る

水産基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、基本法が掲げる基本理念の実現に向けて、10年程度先を見通し、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画であり、水産をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとしています。

また、基本法第11条第3項において、「水産物の自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定める」こととされており、基本計画では食用魚介類、魚介類全体（食用魚介類に飼肥料向け魚介類を加えたもの）及び海藻類の自給率の目標を設定しています。

* 1 平成13（2001）年法律第89号



イ 各基本計画の概要

〈平成14（2002）年策定の基本計画〉

最初の基本計画は、平成6（1994）年の国連海洋法条約の発効による本格的な200海里体制への移行、我が国の漁業生産の減少、漁業の担い手の減少と高齢化の進行、水産物の自給率の低下等、水産をめぐる状況が大きく変化してきたことを背景に制定された基本法に基づき、平成14（2002）年に策定されました。

本基本計画では、漁業生産及び水産物消費の面において、関係者が取り組むべき具体的な課題を明らかにした上で、これらの課題が解決された場合に実現可能な漁業生産量^{*1}及び消費量の水準を、それぞれ「持続的生産目標」と「望ましい水産物消費の姿」として明示し、平成24（2012）年度の水産物の自給率目標を設定しました。そして、その目標の達成に向けて、適切な国際漁業管理のために必要な体制の構築と運営、資源回復計画^{*2}の推進、HACCP^{*3}の導入等の水産物の安定供給の確保に関する施策、水産基盤の一体的な整備の推進等の水産業の健全な発展に関する施策、漁業協同組合（以下「漁協」といいます。）の合併等の団体の再編整備に関する施策を展開することとしました（図表特-1-2）。

図表特-1-2 平成14（2002）年策定の基本計画の概要

日程：3月26日（火曜日）閣議決定・国会報告 3月29日（金曜日）公表
水産基本計画は、平成13年6月に制定された水産基本法に基づき、政府が今後10年程度を見通して定める施策推進の中期的な指針

第1 水産に関する施策についての基本的な方針

「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という水産基本法に掲げる二つの理念の実現を図るための施策展開の基本的な方針を記載。

第2 水産物の自給率の目標

漁業生産の面及び水産物消費の面において、関係者が取り組むべき具体的な課題を明らかにした上で、これらの課題が解決された場合に実現可能な漁業生産量及び消費量の水準を、それぞれ「持続的生産目標」と「望ましい水産物消費の姿」として明示。

これらを踏まえ、10年後の平成24年における「水産物の自給率目標」を設定。

第3 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

施策についての基本的方針に従い、水産物の自給率目標の達成に向けて、各般の施策を展開。

（1）水産物の安定供給の確保に関する施策

水産物の安全性の確保及び品質の改善、水産資源の適切な保存管理、水産動植物の増養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全改善、海外漁場の維持開発等

（2）水産業の健全な発展に関する施策

効率的かつ安定的な漁業経営の育成、漁場の利用の合理化の促進、水産加工・流通業の健全な発展、水産業の基盤の整備、漁村の総合的な振興、都市漁村交流、多面的機能に関する施策の充実等

（3）団体の再編整備に関する施策

漁業協同組合の合併による再編整備の推進等

第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

水産基本計画は、水産をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し等

*1 漁業・養殖業の生産量のこと。

*2 資源の回復を図ることが必要な魚種や漁業種類を対象として、減船、休漁等の漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養、漁場環境の保全等の措置を総合的に行い、資源を回復することを目的とする計画。平成23（2011）年度終了。

*3 Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析・重要管理点。原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因をあらかじめ分析（HA）し、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点（CCP）として継続的に監視・記録する工程管理システム。国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会がガイドラインを策定して各国にその採用を推奨している。91ページ参照。

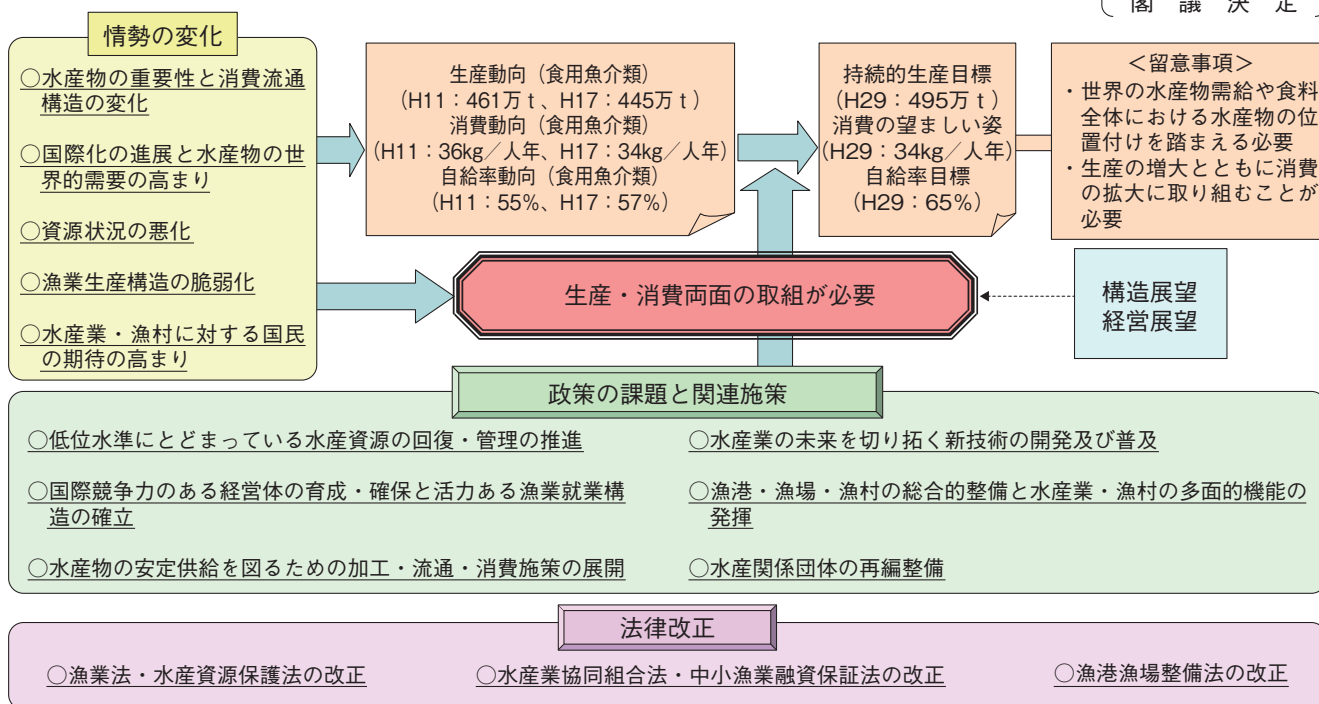
〈平成19（2007）年策定の基本計画〉

平成14（2002）年の基本計画策定以降、漁業就業者の高齢化や漁船の高船齢化等の漁業生産構造の脆弱化、資源状況の悪化、急速な「魚離れ」や消費流通構造の変化、水産物の世界的需要の高まりによる「買い負け」等が起きました。一方、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実現を図る上での水産物の重要性が再認識されるとともに、自然環境や生態系の保全、国民の生命・財産の保全、居住や交流の場の提供等、水産業・漁村が有する多面的機能に対する国民の期待が高まりました。

このような情勢の変化を踏まえ、平成19（2007）年の基本計画では、生産構造の脆弱化に対応するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や改革型漁船の取得等による経営転換を促進するための漁船漁業構造改革対策に加え、新しい経営安定対策等により、国際競争力のある経営体の育成・確保を図ることとしました。さらに、低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進のほか、国産水産物の競争力の強化を目的としたロットや規格を揃えた水産物の流通拠点の整備や水産物の輸出戦略の積極的な展開、水産業・漁村の多面的機能の発揮等の施策を講ずることとし、関係法令の改正に取り組むこととしました（図表特-1-3）。

図表特-1-3 平成19（2007）年策定の基本計画の概要

〔平成19年3月20日
閣議決定〕





〈平成24（2012）年策定の基本計画〉

平成19（2007）年の基本計画策定後の大きな情勢の変化としては、平成23（2011）年に発生した東日本大震災が挙げられ、同震災により我が国の漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域は甚大な被害を受けました。また、我が国周辺水域の水産資源で低位水準のものが少なくなるなど資源管理に一定の成果が見られる一方、水産物の生産体制の脆弱化が進んでいること等から、資源管理の一層の推進と漁業経営の安定確保の両立を図るため、平成23（2011）年度に資源管理指針と資源管理計画に基づく資源管理・漁業所得補償対策を導入しました*1。

これらを受けて、平成24（2012）年策定の基本計画では、東日本大震災からの復興を大きなテーマとし、東日本大震災からの復興の基本方針、水産復興マスタープラン等で示し実施してきた水産復興の方針を改めて基本計画に位置付けました。

また、資源管理・漁業所得補償対策を中核施策として明記し、我が国にとって「身近な自然の恵み」である周辺水域を中心とする水産資源の活用を図ることとしました。

このほか、加工・流通・消費に関して、6次産業化の取組の加速、HACCP等衛生管理の高度化、水産物流通ルートが多様化、魚食普及、輸出等を推進するとともに、安全な漁村づくりと水産業・漁村の多面的機能の発揮に向けた施策や漁船漁業の安全対策の強化等に取り組むこととし、漁業生産や水産物消費の回復を目指しました（図表特-1-4）。

図表特-1-4 平成24（2012）年策定の基本計画の概要

第1 水産に関する施策についての基本的な方針

- 1 東日本大震災からの復興
- 2 資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用
- 3 「安全・安心」「品質」等消費者の関心に応え得る水産物の供給や食育の推進による消費拡大
- 4 安全で活力ある漁村づくり

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 東日本大震災からの復興
- 2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化
- 3 意欲ある漁業者の経営安定の実現
- 4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立
- 5 漁船漁業の安全対策の強化

- 6 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給
- 7 安全で活力ある漁村づくり
- 8 水産業を支える調査・研究・技術開発の充実
- 9 水産関係団体の再編整備等

第3 水産物の自給率の目標

魚介類(食用)		H22		H34すう勢		H34目標		魚介類(全体)		H22		H34すう勢		H34目標		海藻類		H22		H34すう勢		H34目標	
生産量	409			384				生産量	474			440				生産量	53			47			53
消費量	680 (29.5kg/ 人年)			509 (23.3kg/ 人年)				消費量	886			716				消費量	76 (1.0kg/ 人年)			65 (0.8kg/ 人年)			73 (1.0kg/ 人年)
自給率	60%			—				自給率	54%			—				自給率	70%			—			73%

※生産量・消費量の単位は万t

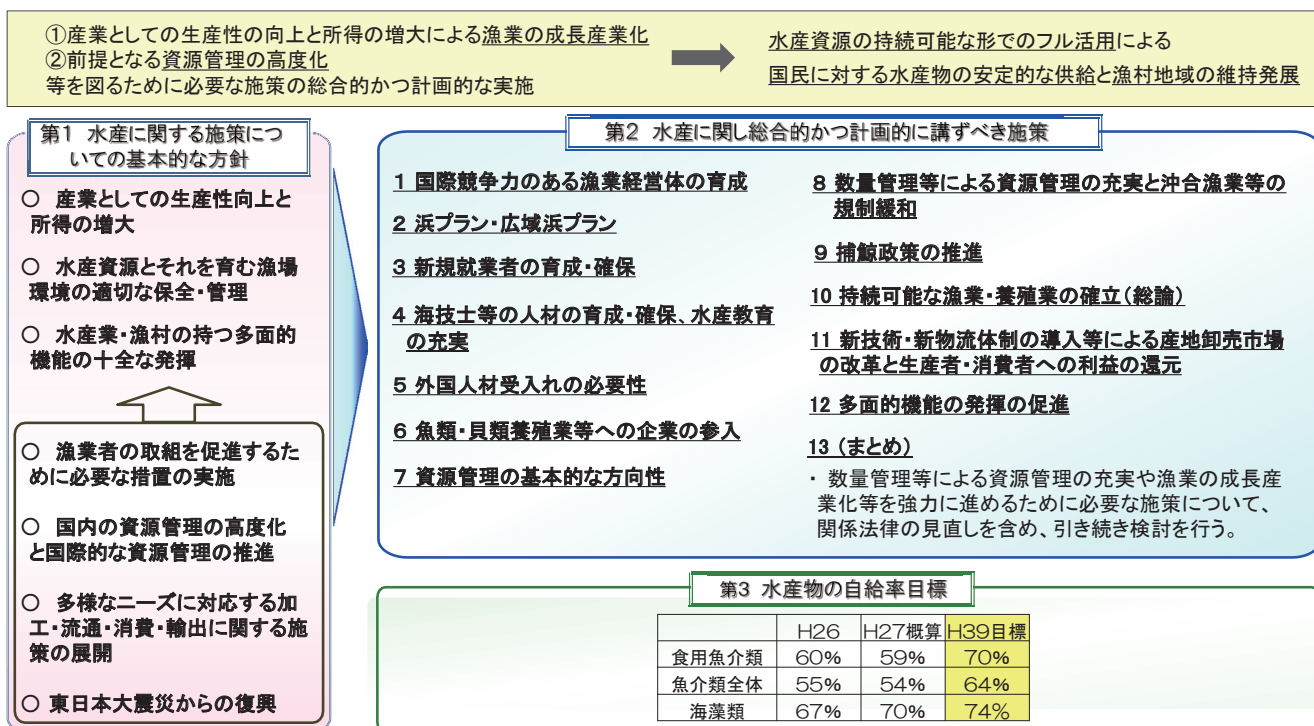
* 1 資源管理指針及び資源管理計画については、108ページ参照。

〈平成29（2017）年策定の基本計画〉

平成29（2017）年策定の基本計画では、平成14（2002）年に基本計画が初めて策定されて以来、世界的に水産物の需要が増大し、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている反面、漁船の高船齢化や漁業者の減少・高齢化等による水産物の生産体制の脆弱化や国民の魚離れが進行していることを受けて、水産資源を持続的な形でフル活用することを図るとともに、産業としての生産性の向上と所得の増大による漁業の成長産業化、また、その前提となる資源管理の高度化を図ることとしました。

具体的には、1）国際競争力のある漁業経営体の育成、2）所得向上に向けた浜の活力再生プラン・浜の活力再生広域プラン*¹（以下それぞれ「浜プラン」・「広域浜プラン」といいます。）の着実な実施、3）海技資格の早期取得のための新たな仕組みの構築を含めた海技士等の人材の育成・確保、4）魚類・貝類養殖業等への企業の参入、5）資源管理目標や数量管理等による資源管理の充実と沖合漁業等の規制緩和、6）持続可能な漁業・養殖業の確立、7）産地卸売市場の改革、8）多面的機能の発揮の促進、等について、重点的に取り組むこととしました。さらに、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法令の見直しも含め、引き続き検討していくこととしました（図表特-1-5）。

図表特-1-5 平成29（2017）年策定の基本計画の概要



* 1 浜の活力再生プラン及び浜の活力再生広域プランについては、70ページ参照。



(2) 新たな水産基本計画

〈水産に関する施策についての基本的な方針〉

新たな基本計画は、これまでの施策の評価及び水産をめぐる情勢の変化と課題を踏まえて、令和4（2022）年3月に策定されました。

水産をめぐる情勢の変化としては、平成29（2017）年策定の基本計画以降、水産庁が、平成30（2018）年12月に成立した「漁業法等の一部を改正する等の法律^{*1}」や令和2（2020）年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ^{*2}」（以下「ロードマップ」といいます。）等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し等の「水産政策の改革」（以下「水産改革」といいます。）に取り組んできたことが挙げられます。

さらに、水産庁は、令和2（2020）年7月に策定（令和3（2021）年7月改訂）した「養殖業成長産業化総合戦略」（以下「養殖戦略」といいます。）に基づき、国内外の需要を見据えて、生産から販売・輸出に至る総合戦略によるマーケットイン型養殖業への転換に取り組んできました。特に、ぶり、たい、ホタテ貝及び真珠については、令和2（2020）年12月に策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略^{*3}」（以下「輸出戦略」といいます。）において輸出重点品目として位置付け、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標の達成に向けて輸出促進に取り組んできました。

このような取組により、漁船漁業の構造改革や養殖業における大規模化が進展するとともに、水産物の輸出が拡大してきています。また、漁港施設の再編整備や「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」（以下「海業^{*4}」）といいますが、の広がり等の明るい動きが見えてきています。

しかしながら、近年顕在化してきた海洋環境の変化をはじめとした地球規模の環境変化を背景に、我が国の主要な魚種の不漁等、我が国水産業にとって厳しい状況が続いています。

また、社会経済全体では、我が国において、少子・高齢化と人口減少による経済の停滞、地方の衰退、労働力不足等が懸念され、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大により社会経済活動の制限、個人の行動様式の変化等の影響が生じています。加えて、持続的な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラルをはじめとした様々な環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつあります。

このような情勢を踏まえると、水産物を安定的に供給するため、沿岸・沖合・遠洋漁業や養殖業、加工・流通業の形態が果たす役割の重要性を再認識し、資源評価の高度化を図りながら、海洋環境の変化への対応や漁獲量の増大と漁業者の所得向上に向け、資源管理を着実に実施していく必要があります。

また、長期的な社会・経済・環境等の変化を見通した上で、実態に合わなくなった制度やシステムを見直し、新たな人材・組織や資金を呼び込み、新技術を活用し、水産業を成長産業へ転換させ、漁村の活性化を図っていく必要があります。

*1 平成30（2018）年法律第95号

*2 新たな資源管理の推進に向けたロードマップについては、103ページ参照。

*3 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略については、55ページ参照。

*4 海業については、160ページ参照。

このような考え方の下、水産に関する施策についての基本的な方針として、1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、2) 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、3) 地域を支える漁村の活性化の推進、の3本の柱を中心に施策を展開することとしました。基本的な方針の概要は以下のとおりです（図表特-1-6）。

1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

水産改革に基づく新たな水産資源管理の着実な実施を図るため、ロードマップに従い、資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいて新たな資源管理を推進する。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていく。

2) 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

(ア) 漁船漁業の成長産業化

漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応した弾力性のある経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていく。また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。

(イ) 養殖業の成長産業化

養殖戦略に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT^{*1}等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていく。また、ICTを活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていく。

3) 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村の活性化を図るため、漁業実態に応じた漁港施設の再編整備を進めるとともに、拠点漁港等を核として、複数漁協間の広域合併や連携強化を進める。その際、海業などを行う漁協等の民間事業者との連携により、漁業以外の産業の取込みを推進する等、漁村地域の所得向上に対応した具体的な取組を進めていく。

* 1 Information and Communication Technology：情報通信技術



図表特-1-6 新たな基本計画の概要

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- 資源調査・評価の充実
 - ・デジタル化の推進によるデータ収集等の充実
- 新たな資源管理の着実な推進
 - ・新たな資源管理システムの構築に向け、資源管理ロードマップを策定し、盛り込まれた行程を着実に推進
- 資源評価対象魚種の拡大

進捗

2020年
119種

→

2021年
192種

→

目標(2023年)
200種程度
を既に達成

→

今後

漁獲量等の効率的なデータ収集、調査・評価体制の整備
- MSYベースのTAC管理の拡大

進捗

2021年漁期から8魚種で導入

→

今後

漁獲量で6割をカバー
目標(2023年)
漁獲量で8割
大に向けたスケジュールに沿って
順次TAC魚種を拡大
- 大臣許可漁業にIQ管理を原則導入

進捗

2021年漁期から大中型まき網漁業(サバ類)

→

今後

2022年漁期から大中型まき網漁業(マイワシ、クロマグロ)等
ロードマップに沿って順次IQ管理を導入予定
- 海洋環境の変化への適応
 - ・海洋環境の変動リスクを着実に把握
 - ・資源変動に適切できる漁業経営体の育成
 - ・複合的な漁業等の新たな操業形態への転換を推進
 - ・我が国の海や水産資源、漁業を守るための国際交渉の展開等
- 漁業取締・密漁監視体制の強化

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- 漁船漁業の構造改革等
 - ・沿岸漁業については、現役世代を中心に漁場の有効活用の更なる推進
 - ・未利用魚の有効活用等による高付加価値化の推進
 - ・沖合漁業については、複合的な漁業への段階的な転換、船型や漁法等の見直し
 - ・遠洋漁業については、新たな操業形態の検討、海外市場を含めた販路の多様性の確保等
- 養殖業の成長産業化
 - ・マーケットイン型養殖業の推進
 - ・大規模沖合養殖の推進や陸上養殖への届出制の導入等
- 輸出拡大
 - ・輸出戦略に基づき、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円へ拡大(輸出重点品目:ぶり、たい、ホタテ貝、真珠)等
- 人材育成
 - 【新規就業者等の育成・確保】
 - ・ICT等の習得を含めた新規就業者等の育成・確保
 - 【海技士の確保・育成】
 - ・海技資格の早期取得に向けた取組の推進
 - 【外国人材の受入れ・確保】
 - ・外国人材の受入環境の整備等
- 経営安定対策
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、漁業収入安定対策の在り方を検討等

地域を支える漁村の活性化の推進

- 浜の再生・活性化
 - ・漁業の活性化による漁村の活性化
 - 拠点漁港の施設再編・集約と更なる機能強化
 - ・漁業以外の産業の取込みによる漁村の活性化
 - 漁港施設を活用した海業等の振興と漁港・漁村の環境整備
 - 漁業者の所得向上を目指す「浜プラン」における交流事業や人材確保の取組促進等
- 加工・流通・消費に関する施策の展開
 - 【加工】
 - ・国産加工原料の安定供給
 - 国産加工原料等の供給平準化の取組を推進
 - ・中核的水産加工業者の育成や外国人材の活用
 - 【流通】
 - ・IUU漁業の撲滅に向けて、国際約束等に基づく措置を適切に履行
 - ・水産流通適正化法について、各魚種が指定基準の指標に該当するか、定期的に数値を検証
 - ・指定基準の指標と対象魚種については2年程度ごとに検証・見直し
 - 【消費】
 - ・国産水産物の消費拡大
 - ・水産エコラベルの活用の推進等
- 防災・減災、国土強靱化への対応
 - ・気候変動等による災害の激甚化等への対応等

水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

- みどりの食料システム戦略と水産政策
- スマート水産技術の活用
- カーボンニュートラルへの対応
 - ・藻場の保全・創造(ブルーカーボン)
- 新型コロナウイルス感染症対策
- 東日本大震災からの復興

漁場形成予測システム

効率的な操業で燃油使用量削減

藻場の保全・創造(ブルーカーボン)

水産物の自給率目標

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

(単位: %)

- ・資源管理ロードマップ(444万t)、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標(1.2兆円)を踏まえ、自給率の目標を、食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%と設定

〈新たな水産基本計画における講ずべき施策〉

新たな基本計画では、水産業をめぐる情勢等を踏まえ、講ずべき施策を記述しています。基本的な方針の一つの柱である「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」では、主に以下の施策に取り組むこととしています。

1) 資源調査・評価の充実

ロードマップに基づき、資源評価への理解の醸成を促進しつつ、MSY^{*1}ベースの資源評価及び評価対象種の拡大等、資源評価の高度化を図る。

2) 新たな資源管理の着実な推進

ロードマップに盛り込まれたTAC^{*2}魚種の拡大やIQ^{*3}管理の導入、資源管理協定^{*4}への移行等を着実に実施するとともに、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指す。また、栽培漁業については、資源造成効果の高い対象種、適地での種苗放流を推進する。

*1 Maximum Sustainable Yield：最大持続生産量。現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量。95ページ参照。

*2 Total Allowable Catch：漁獲可能量。100ページ参照。

*3 Individual Quota：漁獲割当て。108ページ参照。

*4 資源管理協定については、108ページ参照。

3) 漁業取締・密漁監視体制の強化

実効ある資源管理のため、取締船の計画的な代船建造等、漁業取締体制の強化を進め、外国漁船等による違法操業に対する取締りや沿岸域での密漁監視体制の強化、周辺国との協議・協力を図る。

4) 海洋環境の変化への適応

海洋環境の変化による分布・回遊の変化等の資源変動への順応に向け、複合的な漁業や次世代型漁船への転換、サケのふ化放流やさけ定置漁業の合理化等を推進する。

二つ目の柱の「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」では、主に以下の施策に取り組むこととしています。

1) 沿岸漁業

操業の効率化・生産性の向上を促進し、漁場の有効活用を推進するとともに、浜プランの見直しを図る。遊漁については、漁場利用調整に支障のない範囲で水産関連産業の一つとして位置付ける。また、海面利用制度の適切な運用に取り組む。

2) 沖合漁業

資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を図るため、IQの導入や、複合的な漁業への転換、機械化による省人化等を推進する。

3) 遠洋漁業

将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応できる経営体の育成・確立のため、操業モデルの変革や海外市場を含めた販路の多様化の確保等、国際的な資源管理、入漁の確保等を推進する。

4) 養殖業の成長産業化

養殖戦略等に基づき、戦略的養殖品目の増産や海外への輸出拡大を目指し、沖合養殖の拡大を含め規模の大小を問わない成長産業化への取組を着実に進める。また、陸上養殖を「内水面漁業の振興に関する法律^{*1}」に基づく届出養殖業に位置付ける。

5) 経営安定対策

近年の漁業及び養殖業の経営を取り巻く環境の大きな変化に際し、これらの経営の安定を維持するため、漁業保険制度やセーフティーネット対策等の適切な運営を行う。

6) 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

輸出戦略に基づく輸出拡大や水産業の成長産業化を目指し、新たな輸出先の開拓等に取り組むとともに、漁港の有効活用や加工・流通施設等の一体的な整備を推進する。

* 1 平成26（2014）年法律第103号



7) 内水面漁業・養殖業

内水面漁業においては、漁業生産の持続性の確保や良好な漁場環境の保全、内水面養殖業においては、ウナギ資源の管理・適正利用、錦鯉の輸出拡大等を推進する。

8) 人材育成

水産資源の適切な管理や水産業の成長産業化を支える人材育成のため、新規就業者の確保・育成、水産教育、海技士等の人材の確保・育成、外国人材の受入れ等を進める。

9) 安全対策

漁業者の命を守ることに加え、魅力的な就業環境の実現や人材確保のため、安全推進員・安全責任者の養成やライフジャケットの普及、安全確保に向けた新技術の開発・導入等を促進する。

三つ目の柱の「地域を支える漁村の活性化の推進」では、水産業の生産性向上や付加価値向上を図るほか、漁業以外の産業の取込みによる漁村地域の活性化を推進することとし、主に以下の施策に取り組むこととしています。

1) 浜の再生・活性化

海業の振興や民間活力の導入を促進し、漁業以外も含めた活躍の場の提供等による人材の定着と漁村の活性化についても推進できるよう浜プラン・広域浜プランの見直しを図る。

2) 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を進めることにより、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組等を推進する。

3) 加工・流通・消費に関する施策の展開

加工については、環境等の変化に適応可能な産業への転換に向けた取組や国産加工原料の安定供給等を推進する。流通については、水産バリューチェーンの強化や産地市場の統合・重点化、違法に採捕された水産物の流通防止や水産物の食品表示の適正化等といった水産物等の健全な取引環境の整備を推進する。消費については、国産水産物の消費拡大や水産エコラベル^{*1}の活用の推進を図る。

4) 水産業・漁村の多面的機能の発揮

水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ、効率的・効果的に取組を促進する。

5) 漁場環境の保全・生態系の維持

海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、藻場・干潟等の保全・創造、栄養塩類管理、赤潮対策、野生生物による漁業被害対策、海洋プラスチックごみ対策等を戦略

*1 水産エコラベルについては、47ページ参照。

的に推進する。

6) 防災・減災、国土強靱化^{きょうじん}への対応

災害発生後の水産業の継続や早期の再開を図るため、事前の防災・減災対策、災害からの早期復旧に向けた対応、持続可能なインフラ管理等に取り組む。

そのほか、「水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策」として、主に以下の施策に取り組むこととしています。

1) みどりの食料システム戦略^{*1}と水産政策

今後の技術開発やロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けて着実に実行する。

2) スマート水産技術の活用

ICT を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産性を向上させるスマート水産技術を活用する。また、漁村や洋上における通信環境等の充実やデジタル人材の確保・育成を推進する。

3) カーボンニュートラルへの対応

漁船の電化・燃料電池化、漁港・漁村のグリーン化を推進する。

4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響に応じた販売促進・消費拡大、水産物の輸出の維持・促進等を図る。さらに、人手不足を解消するため、引き続き必要な労働力の確保支援を行う。

また、東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服について、引き続き取り組むこととしています。

〈水産物の自給率の目標〉

水産物の自給率は、基本法の基本理念の達成度合いを全体として測る上での有効な指標であるとともに、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的で分かりやすい指標です。

新たな基本計画では、漁業者その他の関係者の努力によって漁業生産・水産物消費に関する課題を解決することにより見込まれる令和14（2032）年度における生産量及び消費量の目標を設定し、これらを基に自給率の目標を、食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%と設定しました（図表特-1-7）。

*1 みどりの食料システム戦略については、126ページ参照。



図表特-1-7 水産物の自給率、生産量、消費量の目標

単位：生産量・消費量（万t）、自給率（%）

		令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用 魚介類	生産量	312	301	439
	消費量	562	526	468
	自給率	55	57	94
魚介類 全体	生産量	378	371	535
	消費量	719	679	700
	自給率	53	55	76
海藻類	生産量	41	46	46
	消費量	64	66	64
	自給率	65	70	72

〈水産施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項〉

基本計画には、前述した施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項についても記述しています。

1) 関係府省等の連携による施策の効率的な推進、2) 施策の進捗管理と評価、3) 消費者・国民ニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開、4) 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進、5) 財政措置の効率的かつ重点的な運用、に留意しつつ施策を推進していくこととしています。



新たな水産基本計画（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/